

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第3号

(所 管) 学校管理部 学務課

件 名	堺市就学援助規則の一部改正について																		
提 案 理 由	<p>令和6年能登半島地震被災者へ令和5年度「就学援助」の支給を行えるよう、申請の期日等に特例を設けることとし、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和6年2月22日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>																		
議案（報告）の概要又は要旨	<p>【改正内容】</p> <p>申請受付期間が2月末日までとなっている「就学援助」及び申請受付期間が11月上旬となっている「就学援助（入学準備金）」について、令和6年能登半島地震被災者が申請を希望する場合に、3月末日まで受付し、認定、支給を行えるよう改正する。</p> <p>○就学援助</p> <table border="1" data-bbox="552 1088 1313 1214"><thead><tr><th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>申請期間</td><td>2月末日まで</td><td>3月末日まで</td></tr><tr><td>支給期限</td><td>3月末日まで</td><td>5月末日まで</td></tr></tbody></table> <p>○就学援助（入学準備金）</p> <table border="1" data-bbox="552 1254 1313 1379"><thead><tr><th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>申請期間</td><td>11月上旬</td><td>3月末日まで</td></tr><tr><td>支給期限</td><td>3月末日まで</td><td>5月末日まで</td></tr></tbody></table> <p>【施行期日】</p> <p>令和6年2月27日（公布の日）</p>		改正前	改正後	申請期間	2月末日まで	3月末日まで	支給期限	3月末日まで	5月末日まで		改正前	改正後	申請期間	11月上旬	3月末日まで	支給期限	3月末日まで	5月末日まで
	改正前	改正後																	
申請期間	2月末日まで	3月末日まで																	
支給期限	3月末日まで	5月末日まで																	
	改正前	改正後																	
申請期間	11月上旬	3月末日まで																	
支給期限	3月末日まで	5月末日まで																	
備 考																			
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</li><li><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</li><li><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済である。）</li></ul>																		

報告第 3 号

堺市就学援助規則の一部改正について

堺市就学援助規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月 22 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 6 年 3 月 25 日  
堺市教育委員会  
教育長 栗井 明彦

## 堺市就学援助規則の一部を改正する規則

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 第3条第1項並びに別表第2号及び第3号の規定にかかわらず、令和6年能登半島地震の被災者として教育長が認める保護者が令和5年度の就学援助の申請をする場合にあっては、令和6年3月末日までにすることができるものとする。この場合における援助金は、第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、令和6年5月末日までに支給するものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>（申請の期日に関する特例）</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>（申請の期日に関する特例）</p> <p>5・6 （略）</p> <p><u>7 第3条第1項並びに別表第2号及び第3号の規定にかかわらず、令和6年能登半島地震の被災者として教育長が認める保護者が令和5年度の就学援助の申請をする場合にあっては、令和6年3月末日までにすることができるものとする。この場合における援助金は、第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、令和6年5月末日までに支給するものとする。</u></p>